

職長等監督者の安全衛生教育 開催の案内

事業主は、新たに職務に就くことになった職長及び作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないと義務付けられております（労働安全衛生法第 60 条）。

作業の直接の責任者である職長等監督者は、事業主から権限を委譲された事項については法的責任を負うこととなります。当協会は、事業主に代わり職長等監督者教育を実施することにいたしました。新任の職長又は職長に準ずる方で職長教育を受けていない方たちを、受講させるようご案内申し上げます。

★労働安全衛生法施行令の改正について(令和 5 年 4 月 1 日施行)

職長等監督者に対する安全衛生が必要な業種（製造業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業）に、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業が新たに加わりました。

該当業種の事業主は、対象の従業員の方へ本安全衛生教育を受講させて下さい。

記

- 1 日 時 10月16日(月) 9時40分～18時(受付開始9時20分)
17日(火) 9時20分～17時
- 2 講習会場 熊谷市立勤労会館大ホール 熊谷市石原1410番地1
TEL: 048-524-5007 (秩父鉄道石原駅下車 徒歩約10分)
- 3 申込先 (一社) 熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストーンビル1階
Tel. 048-525-1746 Fax. 048-525-6506
- 4 講習人員 **100名 募集締切り10月5日(木) (最少催行人員 20名) (定員超過時はキャンセル待ち)**
- 5 講習科目 第1編: 職長の役割 参考1: 職長の立場よりみた労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)
第2編: 職長の職務 参考2: ゼロ災害全員参加運動と職長の関わり
※上記について実践的内容の詳細を指導する。
- 6 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 講習費用 **17,380円**【内訳: 受講料 16,500円(消費税10%含)、テキスト代 880円(消費税10%含)】
熊谷協会員16,390円【内訳: 受講料 15,510円(消費税10%含)、テキスト代同】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ**熊谷地区労働基準協会宛に FAX をお送り下さい。**
FAX 後、必ず電話連絡して下さい。申込書の内容確認後、申込受付完了です。
申込受付完了後、申込書原本を2週間以内に熊谷地区労働基準協会宛に発送して下さい。
※「**受講票**」は申込原本到着後に担当者宛に FAX で送ります。当日受付に提示して下さい。
FAX が無い場合は返信用封筒(長3定形サイズ)に宛先記入 84円切手貼付)を同封して下さい。
※申込書原本発送後、10日後までに「受講票」が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
※受付は9時～16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛(振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりとさせていただきます。
※講習費用納入は9月5日～10月5日(木)です。期限内に納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1) テキストは講習当日お渡しします。(2) 当日の代替者の出席受講は認めません。
(3) 講習中は全ての電子機器類は使用禁止。
(4) 昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。
(5) 駐車場完備 92台と隣接の赤城神社共用駐車場 200台も常時利用可(徒歩3分)

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合は、お手数ですがコピーして使用下さい。